

架装物の安全点検制度

お客様への安全・安心は
定期点検から!!

社員も働くクルマも定期健康診断で安心!!

点検制度適用車ステッカー

架装物年次点検【済】ステッカー



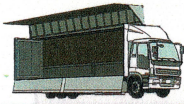
※トラック架装物(上物)の点検は専門的な技術や設備のある各メーカー指定のサービス工場にてお受け下さい。

一般社団法人 日本自動車車体工業会 中央技術委員会 点検整備推進分科会

<http://www.jabia.or.jp/>



安心と信頼をはこぶ架装物 安全点検制度スタート



架装物の安全点検制度導入について



一般社団法人 日本自動車車体工業会（以下、車体工業会）会員会社が製作するトラックの架装物（上物）には道路運送法・貨物自動車運送事業輸送安全規則や労働安全衛生法等による架装物に対する定期自主点検の実施が求められています。

架装物は車両の一部でありながら道路運送車両法に基づく法定点検の対象外であることから、架装物の点検整備実施率が低く経年劣化や未整備状態に伴う故障や事故による人的災害や車両の稼働率が低下することが以前より懸念されていました。

トラック架装物（上物）の災害防止を目的として『安全・安心』な車両（架装物）をご使用していただくために車体工業会は事業者にとって当会会員メーカーが指定するサービス工場等にて定期自主点検をおこない当該点検を実施した車両には当会発行『架装物年次点検【済】ステッカー』を貼付します。

※道路運送車両法 第47条の2(点検)第48条(定期点検)は使用者、運行する者に義務付けられています。貨物自動車運送事業輸送安全規則 第13条(点検整備)

トラック架装物（上物）安全点検制度運用開始の流れ

2001年7月より車体工業会 特装部会では特装車「年次検査・点検制度」の運用促進活動を開始し、早や16年を経過いたしました。

車体工業会として更なる点検制度の促進を図るため、トラック部会・バン部会を加え、車体工業会としての統一新ステッカー『点検制度適用車』・『架装物年次点検【済】』を作成し、新たに安全点検制度の運用をスタートすることに決定いたしました。（車体工業会ホームページ掲載）

尚、特装車のステッカー切り替えは車体工業会会員各社の準備が整いしだい随時切り替えていきます。

【架装物年次点検のメリットと対象車両・罰則例】

点検と整備でトラブルを未然に防止し稼働率のアップと信頼獲得への第一歩です!!

- 架装物の性能を維持することができます。
- 安心感を持って業務（作業）ができます。
- 故障、修理による稼働率の低下を防ぎます。
- 不要な修理費を最小限に抑えランニングコストの削減が図れます。
- 突然のトラブルを未然に防止し、お客様からの信頼も獲得できます。

点検制度対象製品（架装物一覧表）

製品名（略式）	
ダンプ	脱着車
タンクローリ	平ボデー
散水・給水車	車両運搬車
ミキサ車	ドライバン
粉粒体運搬車	冷蔵冷凍車
トラクタ	保冷車
塵芥車	ウイング車
衛生車	テールゲートリフタ
清掃車	

※法令で定期点検検査が義務付けられている特装車（下記車両）

機種名	点検（検査）時期			関係法令	罰則・備考
	日常	月次	年次		
高所作業車	○	●	○注1	労働安全衛生法	50万円以下の罰金
穴掘建柱車	○	●	○注1	労働安全衛生法	50万円以下の罰金
コンクリートポンプ車	○	●	○注1	労働安全衛生法	50万円以下の罰金
クレーン付トラック	○	●	○	労働安全衛生法	50万円以下の罰金
タンクローリ	○	●	○注2	消防法・計量法	消防法：30万円以下の罰金 計量法：50万円以下の罰金
塵芥車	○	●	○	(旧)労働省通達	
ダンプ	○	●	○注3	ダンプ規制法(通称)	1万円以下の罰金

点検整備には3種類の点検時期があります!!

○日常点検 ●月次点検 ○年次点検



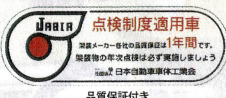
※法定点検・整備に加え、各社メーカー指定の点検・整備を実施しましょう。

年次点検時には必ず作動油の交換・指定給脂をしてください。

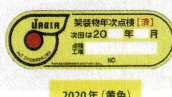
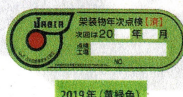
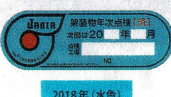


架装物安全点検制度ステッカー

※ 新車時 『点検制度適用車』ステッカー



※ 点検時 『架装物年次点検【済】』ステッカー



※点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受けいたします。